

京都市の都市農業と農地を守り活かす 日本共産党の政策

2025年10月3日

日本共産党京都市会議員団

はじめに

私たちが住む京都は、古来、“まちと農”が共存しながらその歴史を積み重ねてきました。

京都には九条ねぎ、賀茂なす、聖護院だいこん、堀川ごぼう、壬生菜、京たけのこなど、京の地名が付いた野菜が定着し、それらをはじめとした農産物は、京都の食文化を形成し、日々の市民・府民の食卓を彩っています。さらに京都の農地や森林は、京都の歴史的景観を形成し、文化都市京都の魅力を形成しています。それだけではなく、市街地に介在する田畑は、私たちの日常生活に癒しと安全の空間を提供してくれています。また、年1回と限られた取り組みですが、京都京北米を全市立小学校の給食で提供しています。

このように京都のまちに寄り添って保全され展開する都市農地・農業は、京都の市民の暮らしとともにある「農家と市民の共通の宝もの」と言えます。しかし、いま、その都市農地・農業が、無計画な都市開発政策や向島での農地転用、後継者不足や営農環境の悪化、さらには重い税負担などによって、急速に廃業・縮小に追い込まれています。

大規模化と合理化を無理やり進めてきた自民党農政は、日本の農業と農地・環境を破壊し、日本農業の未来を奪いつつあります。日本共産党京都市会議員団は、都市農地・農業を軽視し無計画に改廃をすすめる開発政策を改め、市民・農家の参加のもと、都市農地・農業が生きる京都らしいまちづくりと農政をすすめるため、次の政策をすすめます。

1. 都市計画・まちづくりに都市農業をしっかり位置づけます。

- (1) 京都市の都市計画に、調整区域、市街化区域で展開される都市農業をしっかり位置づけ、これを保全・振興します。その足がかりとして、京都市が2021年に作成した「京都市農林行政基本方針(2021～2030年)」を見直しつつ、そのさらなる具体化をめざします。
- (2) まちづくりと密接な関係を有する市街化区域の生産緑地＝農地(生産緑地、特定生産緑地)について、農地のある街づくりをめざして施行された都市農業振興基本法(2015年)に基づき必要な振興策を講じます。同時に国(農水省・国交省)に積極的な都市農業振興施策を求めます。
- (3) 関係農家の話し合いをすすめ、圃場整備事業(市街化調整区域)など、農地を計画的に残すことのできる基盤整備事業をすすめます。
都市住民と農家の話し合いによる、農地保全を組み込んだ都市計画の「地区計画」モデルづくりの取り組みを支援します。
- (4) 農業生産を支えてきた農業用水の保全・整備対策を進めます。
- (5) 営農型太陽光発電を積極的に推進するためのルール作りや支援体制を創設します。

2. 大切な都市農地の保全と有効利用を積極的にすすめます。

- (1) 市内の農家には、一方に高齢化や後継者不足によって農地の保全に苦慮する農家があり、他方、経営を維持するために経営農地を求める農家が存在します。これらの農家のニーズをむすびつけ、大切な農地が荒らされることなく農業経営基盤として有効利用されるよう取り組みます。
- (2) 安易な開発や転用により農地が失われないよう、都市計画法や農振法などに基づく「線引き」の見直しによりコントロールします。また、農業経営基盤強化促進法に基づき策定された「地域計画」を、地元、関係農家、組織とともに充実・発展させ、地域に農地の利用・管理の自主的な力が形成されるよう支援します。京都市として、農政、都市計画など行政の垣根を越えて、生産、環境、景観の保持・発展のため知恵が出せる体制を整備します。
- (3) 「都市農地利用促進センター(仮称)」を設置し、専門職員を配置するなどして、貸し手・借り手農

家の相談と結びつけをすすめます。なお、この取り組みには農業委員会、農業協同組合（ＪＡ）の権限と機能が発揮できるよう積極的に協力を求めています。

- （４）都市農地の多面的機能の発揮として、災害時などに避難場所として活用できる「防災協力農地（仮称）」を、農家の協力を得て市内各地に設置します。

3. 都市農業の多様な担い手の創出を支援します。

京都市農業を担う農家の経営を、生産、流通・販売、労働力確保などの各面から支援します。

- （１）都市農家が意欲的に経営に取り組めるよう、京野菜ブランドの維持・開発をすすめるための試験研究を支援します。栽培農家の組織化をすすめ、直売所の設置を含む販路拡大対策、流通経費の軽減対策など、下支え対策を講じます。
- （２）近年、深刻になっている後継者不足の改善のため、農家子弟や市民の農業参入を推進・支援するよう、ベテラン農家や関係機関の応援を得て、研修農場を設置し、栽培技術や販売ノウハウなどの研修が出来る「農業担い手研修制度」を設けます。
- （３）また、雇用型農業による労働力確保や経営強化の支援を、京都府の関係機関の協力を得ながらすすめます。

4. 市民・消費者が都市農業に参画・参入できる機会を増やし、支援します。

市民・消費者の農・土・食への関心と参加は、市民農園、体験型農園、観光農園、農産物直売所の利用をはじめ、有機農産物の購入、食育の普及などにみられるように、年々拡大し強まっています。また、農家の中でも、今後の都市農業は市民の理解と参加なくしては成り立たないとの認識が広がっています。これらを踏まえ、市民がさらに市民農園、体験型農園等を利用できるようにします。

- （１）都市農家が積極的に市民農園、体験型農園を開設できるよう「市民農園・体験型農園の開設講座」を設けて応援します。また、市民に対しては、市内の市民農園・体験型農園の開設情報を「市民新聞」等により提供し利用機会を広げます。さらに、一定の条件・ルールのもとに開設される農園の運営をサポートするための支援策を講じます。
- （２）小中高等学校、高齢者施設、障害者施設と協力して「教育農園」「福祉農園」などの開設を促し、都市農地・農業が有する多面的な機能を広げます。
- （３）これらの支援を行うため、京都市行政内に、農政・都市計画・市民等の各セクションから成る「都市農地の市民的利用促進協議会（仮）」を立ち上げ、総合的な支援が展開できるようにします。
- なお、この「協議会」には、農家や市民の代表が参加できる体制を整えます。

5. 地産地消をすすめ、京都市内や周りの自治体でとれる農産物を、学校給食へ積極的に活用します。

- （１）栄養士や農家の参加を得ながら、農林振興室で必要な仕組みづくりを検討し、生産・供給体制づくりを支援します。支援は農業振興のための予算と学校給食に係る予算を充て、農業振興と教育支援をともに進めます。
- （２）農家の理解と協力のもと、安全・安心な農産物づくりのモデルケースを育成し、学校給食や高齢者施設の給食に提供します。
- （３）また、これの一環として、市民と農家の協力により、生ごみ・食品残渣を活用した有機堆肥の生産と活用がすすむよう対策を講じます。

6. 京都市役所に、都市農業・農地の保全と振興をコントロールするセンターを設置します。

行政の縦割りを排して、京都市行政内部に都市農業・農地の保全と振興をコントロールできる横断的なプロジェクトチームを立ち上げます。

このプロジェクトチームは、農政、都市計画、市民、観光等のセクションの職員により構成し、外部の意見を取り入れるよう専門家の参加もすすめます。

以上

京都市の農林業について

1, 市域に占める森林・農地面積(R6.1.1時点)/ha

京都市域全体面積	82,783	
農地面積	2,468	3%
森林面積	60,947	74%

2, 区域別農地面積の状況(R6.1.1時点)/ha

農地面積	2,468	
都市計画区域外農地面積	708	29%
市街化調整区域内農地面積	1,217	49%
市街化区域内農地面積	543	22%
うち生産緑地面積(R6.12.6)	475	指定率88%

3, 地目別耕地の状況(属人※)(R4年度)/ha

耕地面積	2,976	
田	2,242	75%
畑	435	15%
樹園地	299	10%

4, 主要農林作物の状況(属人※)(R4年度)/ha

作付面積	2,599	
米	1,113	43%
野菜	1,411	54%
果樹	64	2%
花き	11	0%

5, 食料自給率(カロリーベース)(R4年度)/%

全国	38
京都府	12

6, 市民農園について

箇所数	31
区画数	1,790
面積	69,009㎡

7, 観光農園について

箇所数(把握できているものに限る)	7
-------------------	---

注1) 属人※…京都市内に所在する農業経営体の情報を収集したもの(農地の所在地は問わない)

注2) 1～4について、小数点以下を四捨五入しているため、総数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

区域別農地面積の状況

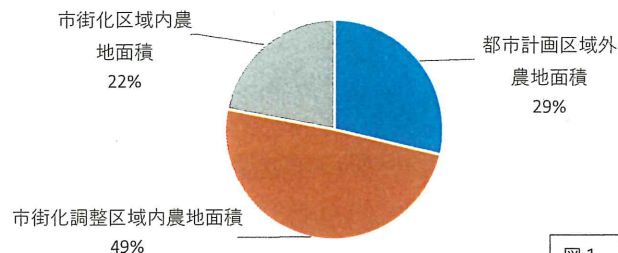


図1

地目別耕地の状況(耕地面積)

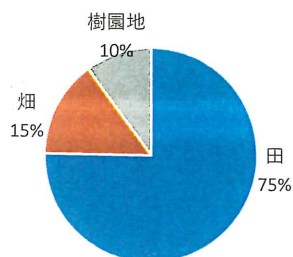


図2

主要農林作物の状況(作付面積)

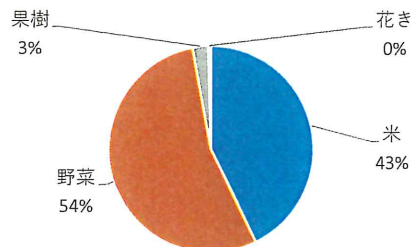


図3

食料自給率(カロリーベース) %

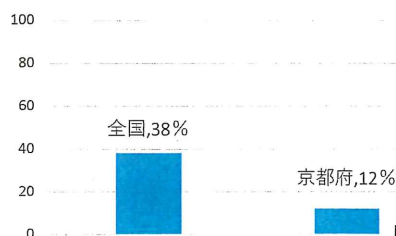


図4

京都市の農業の現状について

京都市域は74%が森林、農地は3%です。農地面積のうち、都市計画区域外農地29%、市街化調整区域内農地49%、市街化区域内農地22%となっています(図1)。地目別では、田75%、畑15%、樹園地10%である(図2)のに対し、作付面積では、米43%、野菜54%、果樹2%(図3)となっており、多くが野菜の作付となっていることが分かります。

食料自給率を見ると、全国38%であるのに対し、京都府は12%と大変低く(図4)、農地を大切に守り農業活性化することは大変重要になっています。

市民が農に親しむことができる市民農園は31か所、1790区画で、69,000㎡。観光農園は7か所(市の把握の範囲)となっています。

都市農業の多面的機能（都市農業振興基本法より）

（都市農業は）これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしている。



京の伝統野菜（準じるものを含む）

辛味だいこん 青味だいこん 茎だいこん 聖護院だいこん 松ヶ崎浮菜かぶ うぐいす菜
 すぐき菜 聖護院かぶ みず菜 壬生菜 畑菜 もぎなす 山科なす 賀茂なす 鹿ヶ谷かぼちゃ
 田中とうがらし 桂うり えびいも 堀川ごぼう 柗野ささげ 京うど 京みょうが 九条ねぎ
 京せり くわい 京たけのこ 伏見とうがらし 桃山だいこん 時無大根 佐波賀だいこん
 佐波賀かぶ 大内かぶ 舞鶴かぶ じゅんさい 聖護院きゅうり 郡だいこん 東寺かぶ
 鷹峯とうがらし 花菜 万願寺甘とう

★京の伝統野菜の定義（昭和63年3月京都府農林水産部）

- (1) 明治以前に導入されたもの
- (2) 京都府内全域が対象
- (3) たけのこを含む
- (4) キノコ、シダを除く
- (5) 栽培または保存されているもの及び絶滅した品種を含む。

新京野菜

◆主な品種◆

京てまり（トマト） 京あかね（トマト） 京唐菜（葉とうがらし） 京ラフラン（属間雑種、だいこんとキャベツ・コールラビ） 京の花街みょうが（みょうが） 京北子宝いも（里芋） 京の黄真珠（唐辛子）